
「行動ターゲティング広告ガイドライン」の改定について

ー より一層安心してインターネット広告を利用できる環境を整えるために、 JIAA 会員社が遵守すべき基本的事項を定めたガイドラインを公表 ー

一般社団法人 インターネット広告推進協議会（所在地：東京都中央区、理事長：杉山恒太郎、以下 JIAA）は、このたび、インターネットユーザー（利用者）のウェブサイト上での行動履歴情報（*注 1）を収集し、そのデータを利用して広告を表示する行動ターゲティング広告（*注 2）に関して、JIAA 会員社が遵守すべき基本的事項を定めた「行動ターゲティング広告ガイドライン」（*注 3）を改定・公表いたしました。

今回の改定では、平成 21 年 6 月に策定したガイドラインの普及と運用に努めながら、米国の業界団体によるガイドライン（*注 4）や国内の関係省庁における検討内容（*注 5）も踏まえて協議を重ね、行動履歴情報の取り扱いに関してより具体的な原則を定めています。

今後 JIAA では、行動ターゲティング広告に関する正しい理解に向けて、本ガイドラインにも定めた教育の取り組みについて具体的な施策を実施いたします。また、平成 22 年度内に JIAA 会員社におけるガイドラインの遵守状況の把握を行うなど、適切な運用に努めてまいります。さらに、関係団体・諸機関との連携を図りながら、社会情勢や技術動向などを踏まえつつ、ガイドラインに関する協議を継続いたします。

JIAA は、利用者が安心してインターネット上の情報コンテンツやサービスを享受することができる環境を整えるために、その経済的基盤であるインターネット広告のより一層の健全な発展に向けて着実に取り組みを推進していく所存です。

（*注 1） ウェブサイトの閲覧履歴や電子商取引サイト上での購買履歴等、それを蓄積することによって利用者の興味・嗜好の分析に供することができる情報で、特定の個人を識別するに至らないものをいう。なお、ディープ・パケット・インスペクション（DPI）技術により解析することができるパケットの情報は含まない。

（*注 2） 行動履歴情報から利用者の興味・嗜好を分析して利用者を小集団（クラスター）に分類し、クラスターごとにインターネット広告を出し分けるサービスで、行動履歴情報の蓄積を伴うものをいう。

（*注 3） JIAA 会員社の行動ターゲティング広告を提供する事業者（掲載媒体社、行動履歴情報提供媒体社、配信事業社）に適用される。なお、「広告」を対象とするものであって、「レコメンド」など広告以外のコンテンツの配信には適用されない。

（*注 4） 米国連邦取引委員会（FTC）「Staff Report: Self-Regulatory Principles For Online Behavioral Advertising」（2009 年 2 月）を受けて策定された米国業界団体（4A's、ANA、CBBB、DMA、IAB）による共同ガイドライン「Self-Regulatory Principles for Online Behavioral Advertising」（2009 年 7 月）。

（*注 5） 総務省「利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会」第二次提言における配慮原則（2010 年 5 月）。

<公表資料>

- ・ 「インターネット広告掲載に関するガイドライン集 2010 年度版」 冊子に掲載
(平成 22 年 6 月 24 日発行)
<http://www.jiaa.org/activity/publish/guideline.html>
- ・ 「行動ターゲティング広告ガイドライン」 PDF ファイルをウェブサイトで公開
http://www.jiaa.org/download/JIAA_BTAguideline2010_100603.pdf

【一般社団法人 インターネット広告推進協議会 (JIAA) について】

一般社団法人 インターネット広告推進協議会 (Japan Internet Advertising Association : 略称 JIAA) は、インターネットが信頼される広告メディアとして健全に発展していくために、共通の課題を協議しビジネス環境を整備することを目的として、平成 11 (1999) 年 5 月に任意団体として発足しました。平成 22 (2010) 年 3 月に一般社団法人化を図り、同年 4 月より移行。現在、インターネット広告、モバイル広告ビジネスにかかわる企業 (媒体社、メディアレップ、広告会社など) 157 社が集まって、ガイドライン策定、調査研究、普及啓発などを行っています。また、優れたインタラクティブ広告を表彰する「東京インタラクティブ・アド・アワード」を開催するなど、インターネット広告市場の健全な発展、社会的信頼の向上のために、多方面にわたる活動を行っています。

<http://www.jiaa.org>

〈本件についての問い合わせ先〉

一般社団法人 インターネット広告推進協議会 (JIAA) 事務局

担当 : 柳田

〒104-0041 東京都中央区新富 2-1-7 富士中央ビル 9F

TEL.03-3523-2555 FAX.03-3523-2670 E-mail : sec@jiaa.org

<別紙>

一般社団法人インターネット広告推進協議会（JIAA）

行動ターゲティング広告ガイドライン

（全文）

2009年制定

2010年改定

第1章 総則

（目的）

第1条 本ガイドラインは、インターネットユーザー（以下「利用者」という。）のウェブサイト上での行動履歴情報を収集し、そのデータを利用して広告を表示する行動ターゲティング広告に関して、一般社団法人インターネット広告推進協議会（以下「当法人」という。）の会員社が遵守すべき基本的事項を定めることにより、行動ターゲティング広告の有用性に配慮するとともに、利用者および広告主の正しい理解を得て、安心してインターネット広告を利用することができる環境を整えることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本ガイドラインは、利用者の行動履歴情報を事業の用に供する当法人の会員社に適用される。

- 2 本ガイドラインは、広告を対象とするものであって、広告以外のコンテンツの配信には適用されない。
- 3 本ガイドラインは、個人情報の保護に関する法律にいう「個人情報」を対象とするものではなく、上記「個人情報」の取扱いは個人情報保護法およびプライバシーガイドラインに従う。

（定義）

第3条 本ガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

① 「行動履歴情報」

ウェブサイトの閲覧履歴や電子商取引サイト上での購買履歴等、それを蓄積することによって利用者の興味・嗜好の分析に供することができる情報で、特定の個人を識別するに至らないものをいう。

② 「行動ターゲティング広告」

行動履歴情報から利用者の興味・嗜好を分析して利用者を小集団（クラスター）に分類し、クラスターごとにインターネット広告を出し分けるサービスで、行動履歴情報の蓄積を伴うものをいう。

③ 「掲載媒体社」

行動ターゲティング広告を掲載するウェブサイトを開設する会員社をいう。

④ 「行動履歴情報提供媒体社」

ウェブサイトを開設し行動履歴情報を配信事業社に提供する会員社をいう。

⑤ 「配信事業社」

ウェブサイトの開設者から行動履歴情報を受け取り、行動ターゲティング広告を配信する会員社をいう。

⑥ 「広告提供事業者」

掲載媒体社、行動履歴情報提供媒体社、配信事業社の三者を合わせた呼称をいう。

第2章 行動履歴情報の取り扱いに関する原則

(透明性の確保)

第4条 配信事業社および掲載媒体社は、次の各号に定める事項（第1号ないし第13号記載の事項は必須項目、第14号記載の事項は推奨項目。以下、第1号ないし第14号の事項を「告知事項」という）を、自社サイトのプライバシーポリシーなど分かりやすいページにおいて利用者が容易に認識かつ理解できるような態様で表示する等の方法により、利用者に通知し、または利用者の知り得る状態に置く。

- ① 取得の事実
 - ② 対象情報を取得する事業者の氏名又は名称
 - ③ 取得される情報の項目
 - ④ 取得方法
 - ⑤ 第三者提供の事実
 - ⑥ 提供を受ける者の範囲
 - ⑦ 提供される情報の項目
 - ⑧ 利用目的
 - ⑨ 保存期間
 - ⑩ 利用者関与の手段
 - ⑪ 個人を特定できない情報の利用である旨の明示
 - ⑫ 個人情報取り扱いに関するポリシー（もしくはそこへのリンク）
 - ⑬ 参画企業でのガイドライン遵守の明示
 - ⑭ 各社がそれぞれに留意・配慮している領域
- 2 掲載媒体社は、前項に加え、自社サイトのプライバシーポリシーなど分かりやすいページにおいて、行動履歴情報を行動ターゲティング広告に利用していることを明示する。
 - 3 掲載媒体社は、前2項に加え、行動ターゲティング広告が設置された領域の周辺にリンクを設置し、リンク先に告知事項を記載したページ（自社サイト内ページまたは配信事業社サイト内ページ）を指定して、告知事項を利用者に通知し、または利用者の知り得る状態に置くよう努力する。
 - 4 行動履歴情報提供媒体社は、自社サイトのプライバシーポリシーなど分かりやすいページにおいて、行動履歴情報を行動ターゲティング広告に利用していることを明示した上で、告知事項を、自社サイト内に利用者が容易に認識かつ理解できるような態様で表示する、または、自社サイト内の分かり易い場所に告知事項を記載した配信事業社サイト内のページへのリンクを設置するなどの方法により利用者に通知し、または利用者の知り得る状態に置く。
 - 5 広告提供事業者は、告知事項の内容を変更する場合、変更の適用前に、自社サイト内の分かりやすいページにおいて利用者が容易に認識かつ理解できるような態様で変更事項を表示する等の方法で、変更内容を利用者に通知し、または利用者の知り得る状態に置かなければならない。ただし、行動履歴情報の収集および利用が縮小されるような変更に関しては、この限りではない。

(利用者関与の機会の確保)

第5条 広告提供事業者は、利用者に対し、広告提供事業者が行動履歴情報を収集することの可否、広告提供事業者が行動履歴情報を利用することの可否を容易に選択できる手段を、自社サイトの分かり易いページから簡単にアクセスできる領域で提供する。

(適正な手段による取得の確保)

第6条 広告提供事業者は、行動履歴情報を適正な手段によって取得する。

(適切な安全管理の確保)

第7条 広告提供事業者は、行動履歴情報を保護するために、管理上適切な予防措置を講じ、これを維持する必要がある。

- 2 行動履歴情報の保持期間は、合法的かつ業務上正当に必要とされる期間に限る。
- 3 広告提供事業者は、利用者に対して行うプライバシーに関する通知の中で、行動履歴情報が個人を特定していない旨を開示する。
- 4 広告提供事業者は、第三者に行動履歴情報を提供する場合、行動履歴情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他行動履歴情報の安全管理のために以下の措置を講じる。なお、行動履歴情報の提供先である第三者および第三者から提供を受ける転得者は、告知事項⑥「提供を受ける者の範囲」で記載した者に限られる。
 - ① 広告提供事業者は、第三者に行動履歴情報を提供する場合でも、行動履歴情報を暗号化するためのアルゴリズムなど、行動履歴情報を暗号化する仕組みを公開しない。
 - ② 広告提供事業者は、個人情報保護法に抵触するような活動は行わないこと、行動履歴情報は告知事項⑧「利用目的」の範囲でのみ使用することを条件として、第三者に対し行動履歴情報を提供する。
 - ③ 広告提供事業者は、第三者がさらに他者へ行動履歴情報を提供する場合には、第三者に対し、前号と同じ条件を付した上で提供を行う義務を負わせる。

(教育)

第8条 広告提供事業者は、個人や企業に対して行動ターゲティング広告に関する教育を行う取り組みに参加するものとする。

- 2 広告提供事業者は、行動ターゲティング広告に関する教材を利用者に提供するため、告知事項の明示を徹底し、第5条に記載した利用者の選択権行使手段の提供を徹底して行う。
- 3 掲載媒体社は、自社サイト内の広告枠を利用し、当法人のサイト上に作成された行動ターゲティング広告に関する情報提供、広報のためのページへ利用者を誘導する取り組みに協力する。

(苦情・質問への対応体制の確保)

第9条 広告提供事業者は、行動履歴情報の取扱いに対する苦情・質問に対して、窓口を設け、適切かつ迅速な対応処理に努める。

第3章 その他

(報告等)

第10条 広告提供事業者は、当法人からの要請があった場合、当法人に対し、本ガイドラインの遵守状況に関する報告書を提出する。

- 2 当法人は、広告提供事業者が本ガイドラインに違反している事実を発見した場合、当該広告提供事業者に対し、是正の勧告をすることができる。

(ガイドラインの見直し)

第11条 本ガイドラインは、社会情勢の変化、国民の意識の変化、技術動向の変化等諸環境の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

以上